

ミツヒロニュース



朝夕日毎に涼くなり、秋の訪れを感じる毎日です。先日、エコバスの野田聖二氏が書かれた「2018年資本主義の崩壊が始まる」を読みました。今までの資本主義は、国家が主導してインフラ整備を行い、工業化を進めてきました。しかし、これからはシェアという考えが広がり、地域ごとに共同体を構成することで成長すると思われます。そのシェアを理解し、活用することが必要とされると思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇災害義援金と“ふるさと納税”
～災害支援にふるさと納税制度が活用できます～

◇年次有給休暇の発生要件と出勤率の計算方法

◇法人成り メリットとデメリット

◇今月のお勧めセミナー

第4回 税務・会計セミナー

なるほど!よくわかる「消費税のしくみ」

◇あとがき
「南仏の風」



災害義援金と“ふるさと納税” 災害支援にふるさと納税制度が活用できます

個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

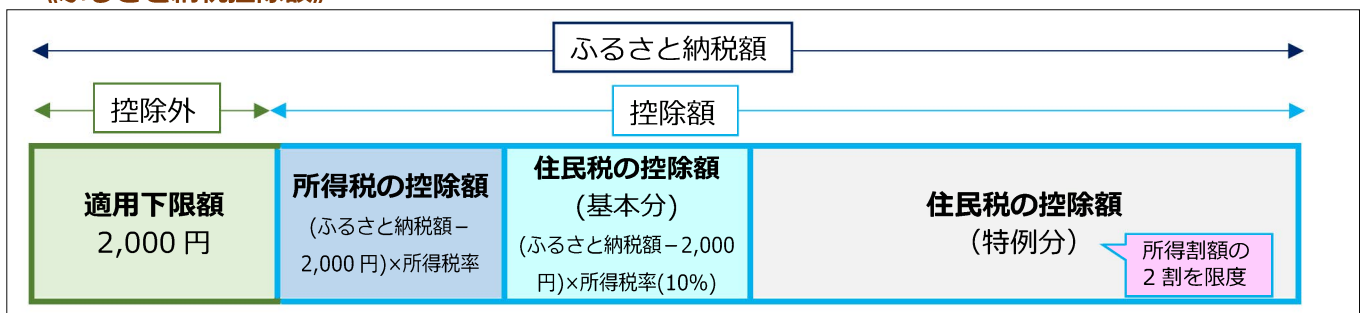
■災害支援目的の“ふるさと納税”

災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる“被災自治体”へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

■“ふるさと納税”の概要

“ふるさと納税”とは、個人が行った自治体への寄附のうち、上限はありますが原則として、2,000円を超える部分について、所得税あるいは住民税から控除してもらえる制度をいいます。ただし、原則として確定申告をする必要があります。“ふるさと納税”の控除イメージを示すと、下図のとおりです。

《ふるさと納税控除額》



ちなみに、平成30年7月6日付で公表された総務省の「ふるさと納税現況調査結果」によると、ふるさと納税の平成29年度の実績は、受入額が約3,653億円、納入件数が約1,730万件となり、ともに前年対比でおよそ1.3倍の伸びを示しています。

(次頁へつづく)



ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

■平成 30 年 7 月豪雨にも適用

西日本を中心に広い範囲で被害に見舞われた平成 30 年 7 月豪雨では、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、先述の被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、日本赤十字社や中央共同募金会など、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける義援金で、その全額が義援金分配委員会等を通じて被災自治体に配分され、最終的に被災住民へ届く一定の義援金についても、“ふるさと納税”として取扱われます。

このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、“ふるさと納税”制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度

先述のとおり、“ふるさと納税”を利用するには、原則として確定申告をする必要があります。ただし、本来確定申告が不要なサラリーマンなどについては、わざわざ“ふるさと納税”をするために確定申告を行わなくても、同様の効果が得られる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

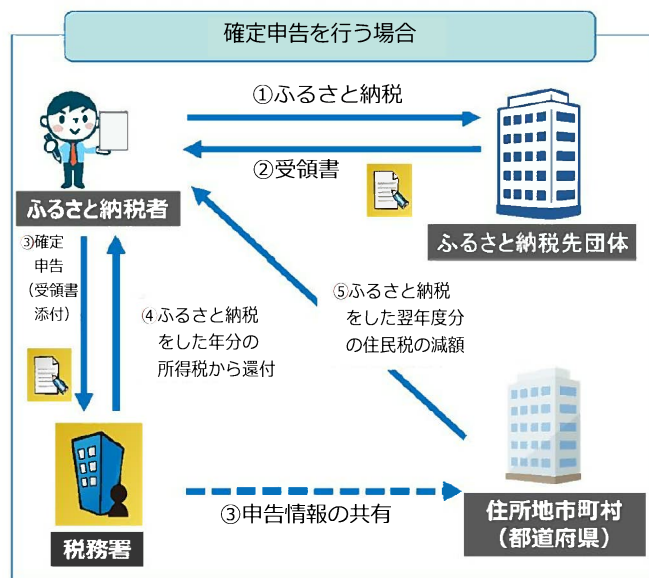
確定申告を行う場合と「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合の手続きは、右図のとおりです。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる注意点としては、先の要件の他、寄附先が 5 団体までとなっている点です。また、実際に寄附をする際に一定の申請書を、寄附先へ提出しなければなりません。一定の事務手続きが必要な点にも注意しましょう。

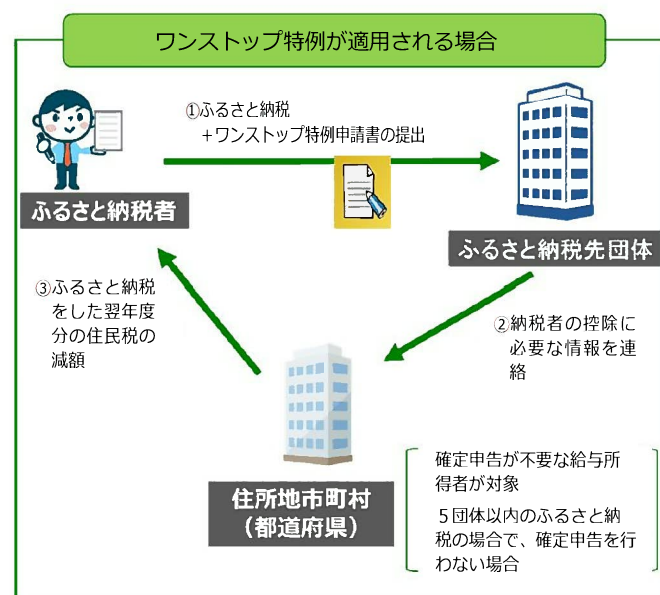
これらの他、日本赤十字社や中央共同募金会などが募集する義援金の送金については、“ふるさと納税”に該当したとしても、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。この場合、“ふるさと納税”を利用するには、原則どおり確定申告をしなくてはなりません。また、確定申告をする場合には、同じ年に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。あわせて確定申告をする点にもご留意ください。

■認定 N P O 法人等に支払う寄附金

上述の募金団体以外に、被災地の救援活動や被災者への救護活動など行っている認定 N P O 法人等の特定非営利活動事業に対する支援については、「認定 N P O 法人に対する寄附」として、所得税や住民税の負担を軽減することはできますが、“ふるさと納税”の取扱いはありません。



「ふるさと納税制度の概要」(総務省) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf) をもとに作成



「ふるさと納税制度の概要」(総務省) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf) をもとに作成



年次有給休暇の発生要件と出勤率の計算方法

実務において、年次有給休暇（以下、年休）にまつわる相談は多く、特に育児休業を取得している従業員がいる場合、どのように年休を付与すればよいのかといった質問を受けることがあります。そこで今回は、年休の発生要件と育児休業期間中の取扱いについて確認しましょう。

年次有給休暇の発生要件

年休が付与される要件は2つあり、1つ目が雇入れ日から6ヶ月継続勤務していること、2つ目がその期間の全労働日の8割以上出勤したことです。

2つ目の全労働日の8割以上出勤しているか否かの判断では、以下の計算式にあてはめて確認します。

[計算式]

$$\frac{\text{(A) のうち出勤した日}}{\text{労働日とされた日 (A)}} \times 100\% \geq 80\%$$



この計算式の労働日とは、就業規則などで出勤が予定された日のことをいい、休日出勤をしたとしても、休日出勤の日は計算式の分子（労働日の中で出勤した日）・分母（労働日とされた日）ともに日数のカウントに含めません。

出勤したものとみなすものとは

基本的には上記の計算式に基づいて、8割以上出勤したかどうかを確認することになりますが、計算する際に次の①～③は出勤したものとみなします。つまり8割を計算する際、計算式の分子・分母いずれの日数のカウントにも含めることになっています。

- ①労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ②育児・介護休業法により育児または介護休業した期間
- ③産前産後の女性が労働基準法の規定によって休業した期間

仮に計算式のすべての期間で育児休業を取得していた場合、②に基づきすべて出勤したものとみなされ、年休が付与されます。また、育児休業期間の取得時期や取得期間によっては、育児休業期間中に年休の付与日が到来することがありますが、この場合、8割以上出勤していれば、実際に職場復帰していなかったとしても年休を付与することになります。継続して雇用していることには変わりはないため、他の従業員と同様に、付与日が到来すれば付与し、取得せず時効となった年休については消滅します。

働き方改革関連法案の1つとして労働基準法が改正されることになると、1年に10日以上年休が付与される人については、年間5日の年休の取得が義務化となります（平成30年6月21日現在）。現状、1年間に1日も年休を取得していない人がいる場合、今後、どのようにして年休を取得させていくのが課題となります。年休の取得に向けて、業務体制の見直しや職場の雰囲気づくりが必要になるケースもあることから、早めに社内で検討し、取り組みを始めましょう。

法人成り メリットとデメリット

◆軌道に乗ったら一度は考える法人成り

個人事業者が法人を設立することを「法人成り」と呼びますが、個人事業が軌道に乗ってくれば、一度は考えるのではないかと思います。なぜ、考えるのかというと、法人成りにはメリットもデメリットもあるからです。

◆一般的なメリット

1. 給与所得控除が使える: 法人成りをして会社から給与を受け取るようにすれば、経営者自身の所得税で給与所得控除が使える、節税になります。
2. 消費税が最大 2 年間免除される: 資本金が 1,000 万円未満の法人は、2 年にわたって消費税が免税となります(但し特定期間の課税売上や、特定新設法人の規定により免除にならない場合がありますので留意してください)。
3. 決算期が自由に設定できる: 個人事業者の場合は 12 月決算の 3 月 15 日申告と時期が固定されていますが、法人は決算期が自由に設定できます。
4. 繰越欠損金の繰越控除の年数が増える: 個人は 3 年ですが、法人の場合は 10 年(平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の場合)になります。

◆一般的なデメリット

1. 法人設立の手間と費用: 定款を定めて、登記をしなければならず、定款認証手数料や登録免許税が必要となります。
2. 社会保険の加入: 個人事業では 4 人までの雇用であれば社会保険の加入義務はありませんが、法人成りすると 1 人でも社会保険への加入が義務付けられます。
3. 赤字でも 7 万円の法人住民税がかかる: 均等割と呼ばれる部分で、赤字だったとしても税金が取られます。

◆あまり数字には出てこない「対外的な信用」

対外的な信用はどうしても個人事業よりも法人の方があつたものです。融資や取引で見劣りしないように法人成りをする、というのも立派な理由です。
色々な視点から法人成りをするかしないかを判断した方が良いでしょう。

参考文献: ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第4回 税務会セミナー

なるほど! よくわかる「消費税のしくみ」

当セミナーでは、実務に活かして頂けるよう、消費税の基本的なしくみから課税判定まで、日常よく発生する事例を中心に、誤りやすい事例も交えて解説いたします。是非とも、消費税の基礎、実務上の注意点を掴んで頂き、今後の経理業務にお役立て頂ければ幸いです。

(開催日 9 月 12 日(水) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あとながき

下田です。今年の夏はラベンダーを楽しみました。きっかけは、梅雨の時期に母が眠れず困っていたので、ラベンダーのサシェを作り枕に忍ばせてみると、良く眠れるようになったこと。夏にはラベンダー摘みをしたり、プロバンスの布地や雑貨を取り扱うお店に行ったりと、南仏気分を楽しみました。窓辺やドアにラベンダーのサシェを吊り下げておくと、風が吹くたびに爽やかな香りが運ばれます。アロマの効能が色々有るそうなので、暮らしの中に上手に取り入れたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

Office Mitsuhiro
あなたの経営羅針盤

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

